

第3章 基本ルール

3-1 日本語、英語、ローマ字の表記方法

3-1-1 日本語表記方法

基本的に名称表現は可読性を考慮し、誤読や誤解のない簡潔な表現とする。また同一地点や同一施設が異なる表現とならないよう注意する。国際化への対応について、誤読や誤認識を避けるため、表記は日本語と英語の併記を原則とする。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(東京都産業労働局)に準拠

表記の基準	表記の例
○原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。	
○正式名称の他に通称がある施設名は、掲載スペースに応じ表記名称を検討する。ただし、統一した名称を使用する。	(1) ティアラこうとう (2) ティアラこうとう（江東公会堂）
○情報表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東京都立東部療育センター → 都立東部療育センター
○アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよい。	東日本旅客鉄道（株） → JR東日本
○数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合にはこの限りではない。	標識設置年月 2017年8月
○地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。	採茶庵跡（さいとあんあと）
○紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。	2017年 2017年（平成29年）

3-1-2 英語の表記方法、ローマ字表記方法

ローマ字の表記はヘボン式とし、大文字書き出し、小文字綴りを基本とする。固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字は大文字とする）。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都産業労働局）
「東京みちしるべ 2020～誰にでもわかりやすい道路案内標識～」（東京都建設局）に準拠

表記の基準	表記の例
<ul style="list-style-type: none"> ○日本語のローマ字表記については、ヘボン式を用いる。 ○原則として、固有名詞部分をローマ字により発音どおり表記し、普通名詞部分を英語で表記する。 	門前仲町 Monzen-nakacho 法乗院 Hojoin Temple 江東区 Koto City
○固有名詞として切り離せない「～川」「～橋」等は、全てローマ字でつづり、固有名詞の後に「～River」等を付け、英語として意味が伝わるように補足する。ただし、Mt.Fujiのような表記方法が定着しているものについてはこの限りではない。	小名木川 Onagi River 木場公園 Kiba Park 水神通り Suijin-dori St. 荒川 Arakawa River
<ul style="list-style-type: none"> ○「二丁目」は「2」と表記する ○「二丁目3番」は「2-3」と表記する 	亀戸五丁目 Kameido 5 亀戸五丁目3番 Kameido 5-3
○スペース、視認性の観点から略語を用いることが適当と考えられる場合は、略語を用いることができる。	Station → Sta. Bridge → Brdg.
○施設名は、施設の管理者等が既に表記を規定している場合は、施設の考え方を優先する。	

ヘボン式表記法（昭和29年12月9日付 内閣告示第1号第2表による）

あ い う え お	a i u e o	きや きゅ きょ	kyा kyu kyo
か き く け こ	ka ki ku ke ko	しゃ しゅ しょ	sha shu sho
さ し す せ そ	sa shi su se so	ちや ちゅ ちょ	cha chu cho
た ち つ て と	ta chi tsu te to	にや にゅ にょ	nya nyu nyo
な に ぬ ね の	na ni nu ne no	ひや ひゅ ひょ	hya hyu hyo
は ひ ふ へ ほ	ha hi fu he ho	みや みゅ みょ	mya myu myo
ま み む め も	ma mi mu me mo	りや りゅ りょ	rya ryu ryo
や ゆ よ	ya yu yo	ぎや ぎゅ ぎょ	gya gyu gyo
ら り る れ ろ	ra ri ru re ro	じや じゅ じょ	ja ju jo
わ ん	wa n	びや びゅ びょ	bya byu byo
が ぎ ぐ げ ご	ga gi gu ge go	ぴや ぴゅ ぴょ	pya pyu pyo
ざ じ ず ぜ ぞ	za ji zu ze zo		
だ ぢ づ で ど	da ji zu de do		
ば び ぶ べ ぼ	ba bi bu be bo		
ぱ ぴ ぶ ぺ ぼ	pa pi pu pe po		

○はねる音「ン」はnで表す。ただし m, b, p の前では m を用いる。

例： 新木場 Shinkiba 天神橋 Tenjimbashi

○はねる音を表すnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」(ハイフン)を入れる。

例： 新大橋 Shin-ohashi Bridge

○つまる音は、次にくる最初の子音を重ねて表す。ただしこれにchが続く場合には、cを重ねずにtを用いる。

例： 越中島 Etchujima

○特殊音の書き表し方は自由とする。

例： ティアラ Tiara Thiara

○文の書きはじめ、及び固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で表してもよい。

3-2 中国語、韓国語の表記方法

公共サインにおいては、基本的に日本語と英語の併記表記とするが、施設の特性上必要に応じて中国語、韓国語の4カ国語表記等を検討する。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(東京都産業労働局)に準拠

3-2-1 中国語（簡体字、繁体字）の表記基準

- ・固有名詞は、漢字を中国語漢字に変換する。
- ・普通名詞は、中国語に訳して記載する。
- ・普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載する。
- ・日本語の漢字表記と全く同じかほとんど同じの場合は、日本語を併記する場合は、中国語表記を省略する。

3-2-2 韓国語の表記基準

- ・固有名詞は、原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。
- ・日本由来の普通名詞は、原則として韓国語に訳して表記する。
- ・外国由来の普通名詞は、原則として原語をハングルで表音表記する。
- ・普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記する。



3-3 多言語表記対象

■多言語表記の基本ルール

公共サインの案内地図表示・誘導表示において、原則2ヵ国語表記（日本語・英語）とする。ただし、現在地表示、鉄道駅や外国人も多く利用する集客力の高い公共施設・観光文化施設については、4ヵ国語表記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行い、情報のバリアフリーに配慮する。また、案内地図表示のピクトグラム（絵文字）凡例は4ヵ国語表記とする。

→「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」(国土交通省道路局監修)に準拠



4ヵ国語表記の例

3-4 ピクトグラム、記号

ピクトグラムは誘目性、視認性に優れ、文字情報を補う機能を持っている。また、言語を超えて外国人や幼児に意味を伝えることが可能な記号である。基本的に国内共通基準のJISピクトグラムを国際的に通用する情報伝達手段として積極的に使用する。また、本区内のランドマーク性のある主要な観光施設を建物形状をイラストとして地図に表現することや、橋が移動の手がかりとなるため、橋を顕在化する等など、区独自の表現を検討する。また、コミュニティサイクルポートの位置を示すピクトグラムも表示し、コミュニティサイクルの利用促進を図る。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」/ 標準案内用図記号（東京都産業労働局）
「案内用図記号のJIS改正-2020年東京オリンピックに向け、より円滑な移動を目指して-」（経済産業省）に準拠

■汎用ピクトグラム例



■独自表現例



区を代表する観光施設



ランドマークとなる著名な橋梁

3-5 文字サイズ

1. 視認距離と推奨文字サイズの関係

表示の視認性を確保するため、視認距離に応じた文字サイズを設定する。案内地図表示、誘導表示、iマーク等どれだけ離れた場所から見るか（視認距離）を想定し、それぞれ距離に応じた十分な文字サイズを設定する。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都産業労働局）に準拠

2. 多言語表記のレイアウト時の推奨比率

日本語とその他言語との見やすさを考慮した各言語の文字サイズの推奨比率を設定する。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都産業労働局）に準拠

案内標識の標準的な文字のスケール		
視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4~5mの場合	20mm以上	15mm以上
1~2mの場合	9mm以上	7mm以上

誘導サイン（矢羽根タイプ）

案内サイン（地図中表示）

横組

1.7h

h
0.2h
0.5h
0.2h
0.5h
0.2h
0.5h

観光案内所
Tourist Information Center
游览问讯处
관광안내소

※和文・英文の2ヵ国語表記の場合も、比率は1:0.5とする

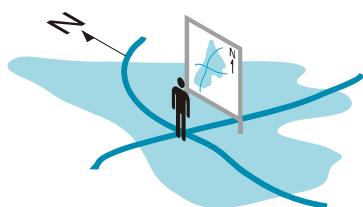
3-6 案内地図の表示ルール

案内地図の方位設定は、特に周辺案内地図レベルの地図については、利用者が実際サイン板面に正対した時と同様の方位を表すことが、ごく自然であり、方位を誤認識することなく利用しやすい。ただし、広域案内地図の縮尺が大きくなったり、区域全域を掲載するレベルになると北を上とする表示が利用しやすくなる場合もあるので、縮尺と地図情報の目的によって判断する。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内地図標準化指針」(東京都産業労働局)に準拠
「建築設計資料集成」(日本建築学会)参照

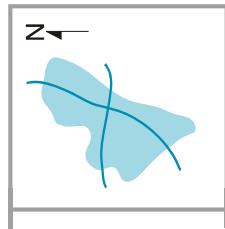
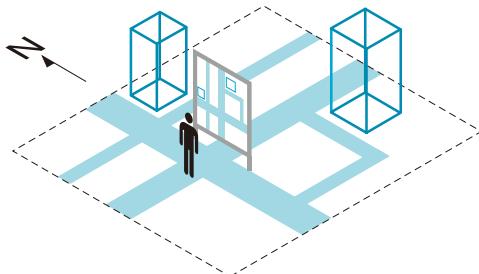
1. 広域案内地図……地図に向かって前方を上とする／北を上とする
2. 周辺案内地図……地図に向かって前方を上とする

1. 広域案内地図

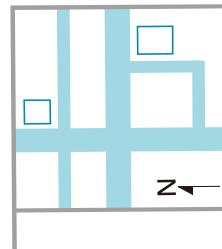


2. 周辺案内地図

次の歩行行動に直結する案内地図の場合



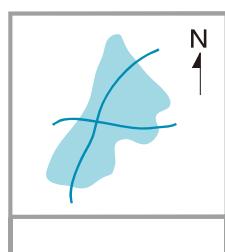
a. サインに向かって前方を上



サインに向かって前方を上

・周辺案内地図と連動して見たり、確認する場合

or



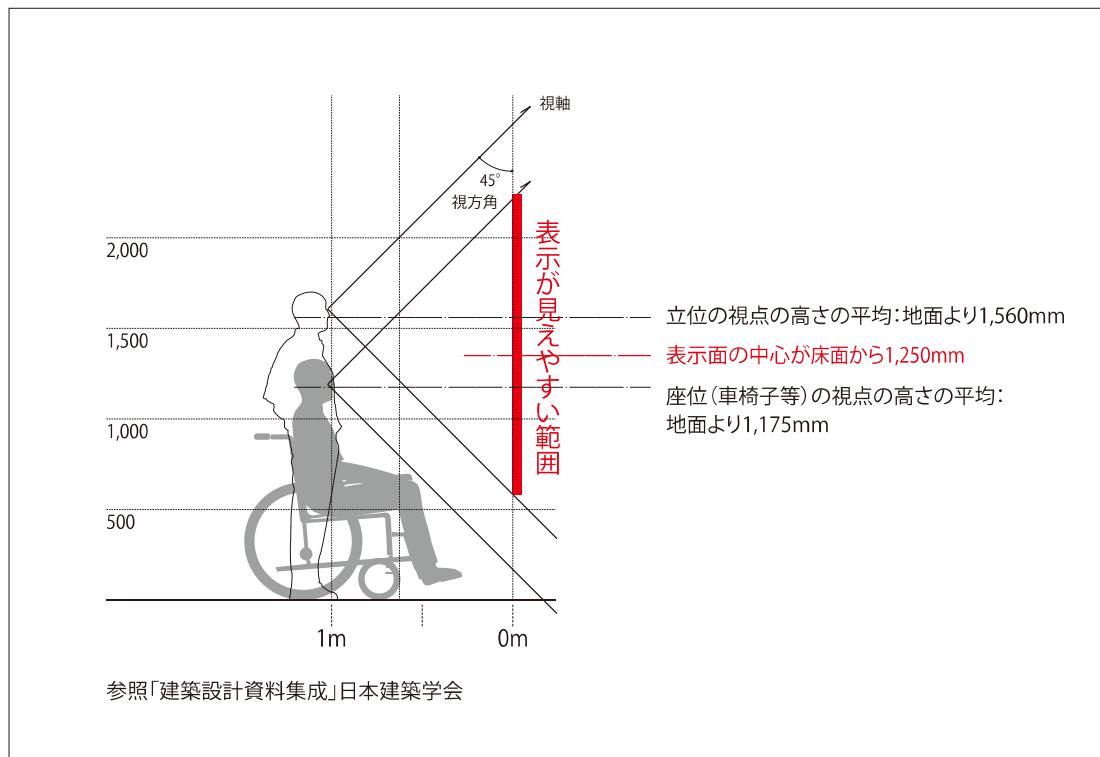
b. 北が上

区の形態や周囲との位置関係が定型的に把握されている場合

3-7 サインの掲出高さ、範囲

誰もが見やすいサインの表示幅や表示高さを設定する。車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすいうように、地図面の中心高さを125cm程度に設定することが望ましい。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(東京都産業労働局)に準拠



■近くから視認する場合の掲出高さの考え方

近くから地図を視認する場合の掲出高さの考え方として、立位の利用者と車いす利用者の視点の中間の高さは約135cmとされるが（「建築設計資料集成」より）、100cm四方の地図の中心高さを135cmとした場合とした場合、車いす利用者は地図上部の判読が困難であった。また、立位と車いすの通常しやの中心の中間高さは、視点の中間点よりもやや低い位置にある。したがって地図の中心の高さは125cm程度が望ましいと判断される。

参考資料：「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(増補改訂版／平成23年8月財団法人国土技術研究センター)
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成25年10月公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

3-8 掲載基準

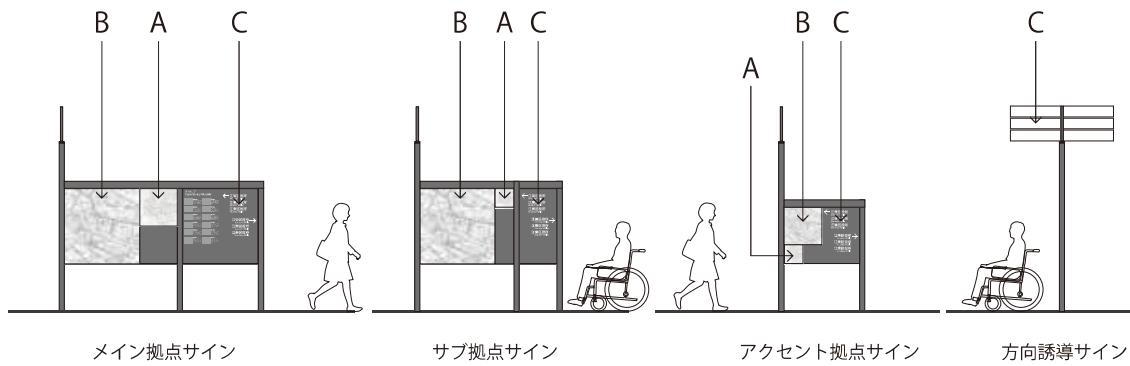
1. 掲載基準の種類について

掲載基準には次の3つがあり、それぞれの掲載基準リストはP.29~33の通りである。案内図、誘導表示の掲載基準を作成し関係機関で共有することは、情報更新・管理面で非常に大切である。本ガイドラインでは、上位指針を参考しながら、本区を訪れる観光客・来訪者・外国人や住民ニーズを踏まえ、区独自の掲載基準を検討する。

A. 広域案内地図

B. 周辺案内地図

C. 誘導表示



※図はイメージ例です

2. 広域案内地図の掲載基準

○ 全て掲載 △ 一部掲載 — 非掲載

項目		名称表現		色彩表現		ピクトグラム・アイコン表示	
地勢等	河川	△	移動の手がかりとなる河川	○	全て	—	—
街区等	区	○	全て	○	全て（区分線）	—	—
	町丁	△	町名のみ	△	町名のみ（区分線）	—	—
道路	高速道路	○	全て	○	全て	—	—
	国道	△	道路通称名のある道路	○	全て	○	国道
	都道※	△	道路通称名のある道路	○	全て	○	都道
	区道	△	移動の手がかりとなる 道路愛称名のある道路	△	移動の手がかり となる道路	—	—
地点	橋梁	△	国道、都道、区道の区境 に架かる橋	○	全て	△	独自アイコン※
交通施設	鉄軌道路線	○	全て	○	全て	○	路線マーク
	鉄軌道駅	○	全て	○	全て	○	鉄道駅(JIS) 路線ナンバリング
	コミュニティサイクルポート	—	—	—	—	○	レンタル自転車 (JIS) ※
移動円滑化施設	観光案内所	△	移動の手がかりとなる 観光案内所	—	—	○	観光案内所 (JIS: 案内)
行政施設	区役所	○	全て	—	—	○	区役所
文化施設	博物館・美術館	△	主要な博物館・美術館	—	—	△	博物館・美術館 (JIS)
	文化センター・劇場・ ホール・公会堂	△	主要な施設	—	—	—	—
	会議場・展示場	△	主要な施設	—	—	—	—
公園	都立公園、区立公園	△	主要な施設	△	主要な施設	△	公園 (JIS)
観光名所	神社仏閣	△	地域振興部で指定するもの	—	—	△	神社仏閣
	その他観光施設	△	地域振興部で指定するもの	—	—	△	各観光施設に応じて
その他	大規模集客施設	△	大店立地法対象大規模小売店舗で店舗面積合計が20,000m ² を超えるもの	△	大店立地法対象大規模小売店舗で店舗面積合計が20,000m ² を超えるもの	△	各施設特性に応じて
	避難場所	○	全て	○	全て	○	広域避難場所 (JIS)

※名称の多言語表記については、日本語、英語の2ヵ国語表記を基本とし、必要に応じて4ヵ国語表記を行う。

※橋梁の独自アイコン表示は、選定した橋梁のみの表示とする（誘導表示の掲載基準参照）。

※コミュニティサイクルポートのピクトグラム表示は全てのポート対象とする。

※観光名所については、広告目的や直接利益につながるもの、期間の短い一時的なものの掲載を行わない。

※都道には港湾道路を含む。

3. 周辺案内地図の掲載基準

○ 全て掲載 △ 一部掲載 — 非掲載

項目		名称表現		色彩表現		ピクトグラム・アイコン表示	
地勢等	河川	○	全て	○	全て	—	—
街区等	区	○	全て	○	全て（区分線）	—	—
	町丁	○	全て	○	全て（区分線）	—	—
	街区（番地）	○	全て	○	全て（区分線）	—	—
道路	高速道路	○	全て	○	全て	—	—
	国道	△	道路通称名のある道路	○	全て	○	国道
	都道※	△	道路通称名のある道路	○	全て	○	都道
	区道	△	移動の手がかりとなる 道路愛称名のある道路	○	全て	—	—
	私道	—	—	△	移動の手がかりとなるもの	—	—
地点	橋梁	○	全て	○	全て	△	独自アイコン※
	交差点	○	全て	△	地点名標識のある信号機	△	信号機マーク※
交通施設	鉄軌道路線	○	全て	○	全て	○	路線マーク
	鉄軌道駅	○	全て 「至〇〇駅」表記も行う。	○	全て	○	鉄道駅(JIS) 路線ナンバリング
	地下鉄出入口	—	—	○	全て	○	地下鉄出口番号
	バスターミナル	○	全て	○	全て	○	バスのりば (JIS)
	バス停留所	△	駅周辺の主要なバスのりば	—	—	○	バス停(全ての停留所にピクト)
	タクシーのりば	—	—	—	—	○	タクシーのりば (JIS)
	旅客船ターミナル	○	全て	○	全て	○	水上バスのりば (JIS : 船舶)
	コミュニティサイクルポート	—	—	—	—	○	レンタル自転車 (JIS) ※
	一時公共自転車駐車場	—	—	—	—	○	自転車 (JIS)
移動円滑化施設	公衆便所	—	—	—	—	○	トイレ (JIS : お手洗) だれでもトイレ (使用時間制限のある施設は 「使用時間制限有」と表記)
	エレベーター	—	—	—	—	○	エレベーター (JIS)
	踏切	—	—	—	—	○	踏切
	歩道	—	—	○	全て	—	—
	横断歩道	—	—	○	全て	—	—

※名称の多言語表記については、日本語、英語の2ヵ国語表記を基本とし、必要に応じて4ヵ国語表記を行う。

※橋梁の独自アイコン表示は、選定した橋梁のみの表示とする（誘導表示の掲載基準参照）。

※交差点名および信号機マーク表示は、実施において表示デザインを検討する上で掲載するか否か決定する。

※コミュニティサイクルポートのピクトグラム表示は全てのポート対象とする。

※都道には港湾道路を含む。

○ 全て掲載 △ 一部掲載 — 非掲載

項目		名称表現	色彩表現	ピクトグラム・アイコン表示
移動円滑化施設	横断歩道橋	— —	○ 全て	— —
	観光案内所	△ 観光案内所	△ 観光案内所	○ 観光案内所 (JIS: 案内) 亀戸梅屋敷、深川東京モダン館など
行政施設	案内サイン	— —	— —	△ 案内地図 (JIS: 案内) ※誘導サインを除く
	区役所	○ 全て	○ 全て	○ 区役所
	区の出張機関	○ 全て	○ 全て	— —
	児童館	○ 全て	○ 全て	— —
	区民館	○ 全て	○ 全て	— —
	中央官庁またはその出張機関 (裁判所・税務署・法務局等)	△ 主要な施設	△ 主要な施設	— —
	都道府県庁またはその出張機関	△ 主要な施設	△ 主要な施設	— —
	警察署	△ 主要な施設	△ 主要な施設	○ 警察署 (JIS: 警察)
	交番	— —	○ 全て	○ 交番 (JIS: 警察)
	消防署	○ 全て	○ 全て	— —
	一般郵便局	— —	○ 全て	○ 郵便局 (JIS)
	集配郵便局	○ 全て	○ 全て	○ 郵便局 (JIS)
	ハローワーク	△ 主要な施設	△ 主要な施設	— —
医療福祉施設	多目的施設 (○○会館、○○センター等)	△ 主要な施設	△ 主要な施設	— —
	病院	○ 救急または病床100床以上の病院	○ 救急または病床100床以上の病院	○ 病院 (JIS)
	保健センター	○ 全て	○ 全て	— —
産業施設	福祉施設	△ 主要な施設	△ 主要な施設	— —
	公益施設	△ 主要な民間公益施設	△ 主要な民間公益施設	— —
	金融機関	— —	○ 銀行・信用金庫の本店・支店のみ	○ 銀行・両替
教育研究施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学	○ 全て	○ 全て	— —
宿泊・集会施設	ホテル・旅館	△ 江東おでかけ情報局 (江東区観光協会) サイトに掲載されている宿泊施設	△ 江東おでかけ情報局 (江東区観光協会) サイトに掲載されている宿泊施設	○ ホテル (JIS)

※名称の多言語表記については、日本語、英語の2ヵ国語表記を基本とし、必要に応じて4ヵ国語表記を行う。

○ 全て掲載 △ 一部掲載 — 非掲載

項目		名称表現		色彩表現		ピクトグラム・アイコン表示	
文化施設	博物館・美術館	△	公共の博物館・美術館	△	公共の博物館・美術館	△	博物館・美術館 (JIS)
	文化センター・劇場・公会堂・ホール	△	主要な施設	△	主要な施設	—	—
	会議場・展示場	△	主要な施設	△	主要な施設	—	—
	公立図書館	○	全て	○	全て	—	—
公立スポーツ施設	体育館・武道館	○	主要な施設	○	主要な施設	—	—
	スポーツセンター	○	主要な施設	○	主要な施設	—	—
	野球場	○	主要な施設	○	主要な施設	—	—
	テニスコート	○	主要な施設	○	主要な施設	—	—
公園	都立公園、区立公園	○	全て	○	全て	○	公園 (JIS)
	児童遊園、こども広場 緑地広場	—	—	○	全て	—	—
観光名所	神社仏閣	△	地域振興部で指定するもの	△	地域振興部で指定するもの	△	神社仏閣
	名所旧跡	△	地域振興部で指定するもの	△	地域振興部で指定するもの	△	史跡
	その他観光施設 例.商店街	△	地域振興部で指定するもの	△	地域振興部で指定するもの	△	各観光施設に応じて
その他	大規模集客施設	○	大店立地法対象大規模小売店舗で店舗面積合計が20,000m ² を超えるもの	○	大店立地法対象大規模小売店舗で店舗面積合計が20,000m ² を超えるもの	△	各大規模集客施設に応じて
	避難場所	○	全て	○	全て	○	広域避難場所 (JIS)
	公衆浴場	—	—	○	全て	○	独自アイコン

※名称の多言語表記については、日本語、英語の2ヶ国語表記を基本とし、必要に応じて4ヶ国語表記を行う。

※観光名所については、広告目的や直接利益につながるもの、期間の短い一時的なものの掲載を行わない。

4. 誘導表示の掲載基準

誘導表示では、矢印によって特定された施設等への誘導を行う。原則、周辺案内地図に掲載する施設情報と整合できるものを掲載する。表示できる施設数が限られるため、多くの人の目的施設となり得る施設を選択し、必要度をランク分けし表示する。

○ 全て掲載 △ 一部掲載 — 非掲載

項目		名称表現	ピクトグラム表示	ランク
交通施設	鉄軌道駅	○ 全て	○ 鉄道駅 (JIS) 路線ナンバリング	A
移動円滑化施設	観光案内所	○ 観光案内所	○ 観光案内所 (JIS : 案内) 例：亀戸梅屋敷、深川東京モダン館	A
行政施設	区役所	○ 本庁・出張所	— —	A
	中央官庁またはその出張機関（裁判所・税務署・法務局等）	△ 主要な施設	— —	B*
	警察署	△ 本署	○ 警察署 (JIS : 警察)	B
	消防署	△ 本署	— —	B
医療福祉施設	病院	△ 救急または病床数100以上の病院	○ 病院 (JIS)	B
文化施設	博物館・美術館	○ 大規模又は、観光として必要な博物館・美術館	○ 博物館・美術館	A
	文化センター・劇場・ホール・公会堂	△ 大規模又は観光として必要な施設	— —	A*
	会議場・展示場	△ 大規模又は観光として必要な施設	— —	A*
	公立図書館	○ 全て	— —	B
スポーツ施設	体育館、スポーツセンター	△ 主要な施設	— —	B*
公園	都立公園、区立公園	△ 大規模又は、観光として必要な施設	△ 公園	B*
観光名所	神社仏閣	△ 観光として必要な施設	△ 神社仏閣	A*
	その他観光施設	△ 観光として必要な施設	△ 各観光施設に応じて	A*
	橋梁	△ 重要文化財、江東区おでかけ情報局で掲載されている施設	○ 独自アイコン	B*
その他	避難場所	○ 全て	○ 広域避難場所 (JIS)	A

※名称の多言語表記については、日本語、英語の2ヵ国語表記を基本とし、必要に応じて4ヵ国語表記を行う。

※ランク内の * 印の項目については、実施において関係部課で協議の上決定するものとする。

※観光名所については、広告目的や直接利益につながるもの、期間の短い一時的なものの掲載を行わない。

※必要に応じて上表より施設を選択し表示する。

3-9 本体に関する配慮事項

サイン本体のデザインに係る基本的な基準を記載する。

<形態>

風景を阻害しないよう、装飾的、造形的な形態は避け、水平垂直を基調とした形態とすること。

<素材>

経年変化を考慮し、耐久性が高い素材、エイジングがある素材を選ぶこと。

<色彩>

『東京都景観色彩ガイドライン』、『江東区景観計画』で示されている色彩基準を踏まえ、風景の中で突出した色彩を用いることは避け、低彩度、低明度の色彩を選定すること。

<設置>

サインの乱立を避けるため、異なる機能のサインが近接して設置する場合、サイン本体を集約して整備することが望ましい。

3-10 色彩に関する配慮事項

サインに使用する地図や文字の色彩は、ベースの色と文字の色（地と図）のコントラストが重要であり、明度差を確保した配色とすることが望ましい。また、高齢者や色覚障害の人に配慮して見分けにくい色の組合せや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の組合せを避けるなど、カラーユニバーサルに配慮した見分けやすい色の組合せを用いることが大切である。案内地図上で示す「現在地」の表示は、視認性の高い赤色での表示を原則とする。

→「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都産業労働局）に準拠

<p>■明度差</p> <p>高齢者や色覚障害者、また一般の人に対しても図色と地色の明度差を大きくすることで、表記を容易に判別できるようにする</p>	<p>■色の組合せ例 2</p> <p>色覚障害者に配慮して、赤と緑の色面同士の組み合わせは用いない 使用する場合には、明度差をつける・パターン等の要素で差をつける等の対応をする</p>
<p>■色の組合せ例1</p> <p>識別が困難である「赤と黒」「黄と白」等の組み合わせは用いない</p>	<p>↓</p> <p>○ 明度差で識別しやすくする</p>

※組合せが適当でない色彩の具体的な例は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」参照のこと

3-11 設置の考え方

1. 基本的な設置方法

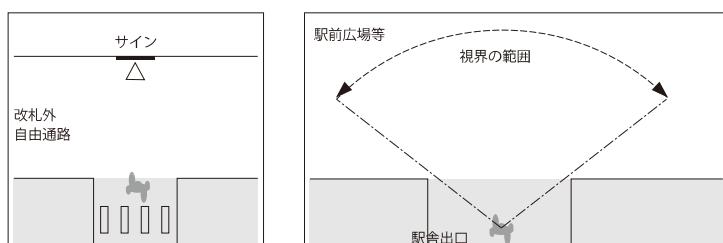
サインの設置位置は、道路状況（歩道幅員や交差点の形状、他の工作物などとの位置関係等）や建物、その他集客施設などの地域の実態に合わせて検討するとともに、観光資源や景観の眺望を阻害しないよう配慮する。歩行者の目につきやすく、かつ、歩行者の通行の邪魔にならない位置に設置する。直線道路については、歩行者が不安に陥らないよう300m～500mに1カ所程度、誘導サイン等を補完的に配置することが望ましい。なお、『道路標識、区画線及び道路標示に関する命令』に基づき設置される、歩行者用著名地点案内や主要地点案内及び道路の通称名案内等とも連携を図った配置となるとより良い（個別には現場踏査等で確認する）。

→「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」（国土交通省監修）

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（観光庁）

「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（東京都産業労働局）を参照

■駅周辺のサインの設置位置

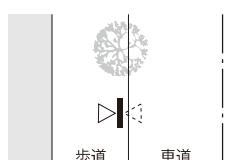


良好な顕在性が確保できる位置に設置する

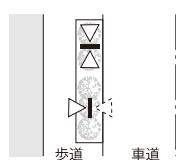
■道路上におけるサインの設置位置

歩道のある広幅員道路の場合

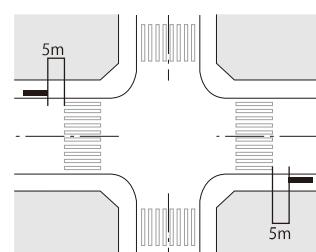
歩道上の歩車境界寄りに設置（植栽帯の中も可能）
表示の向きは、道路に平行とする



【植栽帯・施設帯がある歩道上】
表示の向きは、道路に垂直※あるいは平行に設置してもよい

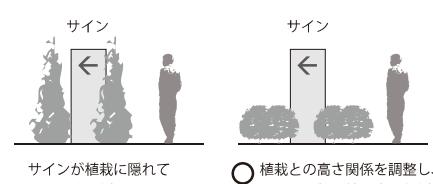


【歩道のある交差点の注意】
5m以内には設置しない



※利用者がサインを見えづらならないよう、利用状況をよく検証した上で決定すること

【サインを植栽帯に設置する際の注意】



歩道のない道路の場合

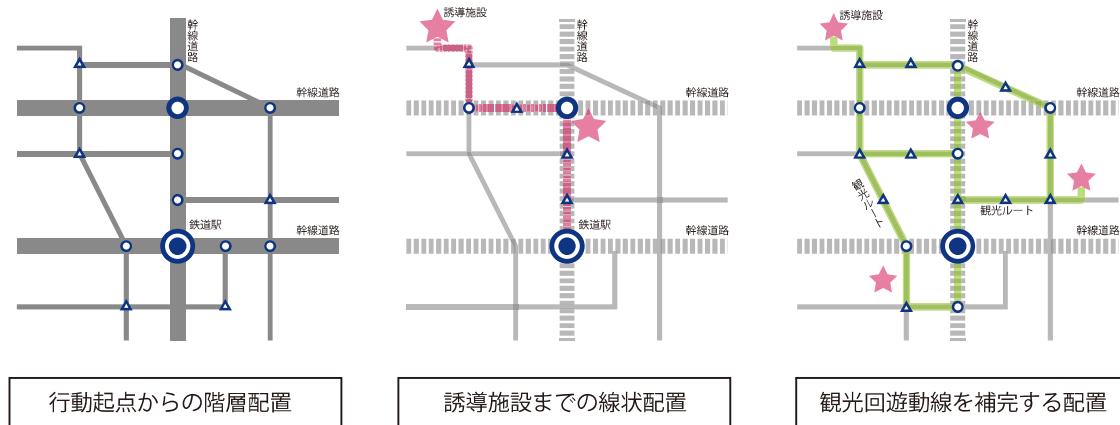
道路の敷地境界寄りに設置
表示の向きは、道路に平行とする



2. 行動起点からのサイン配置方法

- 誘導表示掲載基準で選定された誘導対象施設に対して、線状配置を基本とする。
- 線状配置の途中にある主要交差点や分岐点(※1)には拠点サインを配置する。
- 線状配置の途中にある交差点や分岐点(※1以外)には必ず誘導サインを配置する。
- 直線動線が続き、途中に交差点や分岐点ない場合は、300~500mおき目安に誘導サインを配置する。
- 既存の観光案内サイン(都、区設置)を当配置システムに組み込むものとする。
例えば、主要交差・分岐点に観光案内サインが既に設置されていれば、それを活用し新たに当整備計画において配置は行わない(ただし最終的には、現場確認のうえ決定するものとする)。

※1 主要交差点や交差点とは、主に幹線道路との交差点や分岐点を指す



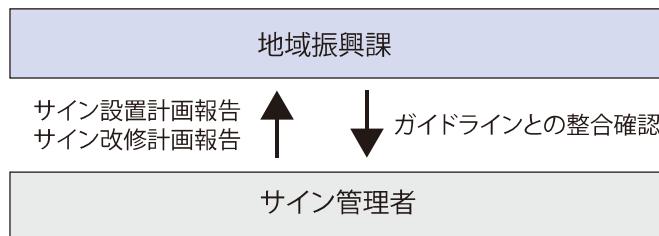
3-12 維持管理の考え方

持続性のあるガイドラインとするため、設置及び維持管理時の体制・フローを明確化する。また、設置から維持管理まで広告事業者でまかなう実例もあり（東京都交通局バス停上屋など）、今後引き続き検討を進めていくものとする。

3-12-1 本ガイドライン準拠対象サインの一元的な管理方法（案）

サイン整備は、事業ごとに設置者が異なるため、掲載情報内容や表示の掲出方法、形状・デザインなどの統一性を図られないことや、近隣に似たサインが複数設置される状況が発生しがちである。このため、サインをとりまとめる部署（地域振興課）が管理台帳を作成して、本区内のサイン設置状況を把握するとともに、サインを新設する設置者（管理者）と調整を行うなど、一元的に管理を行うことが望ましい。

■準拠対象サインにおけるガイドライン管理方法（案）



3-12-2 維持管理の内容

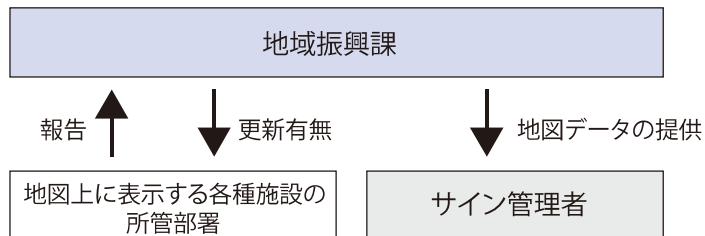
(1) 本体の清掃・点検・更新

公共サインは屋外に設置されるため、経年変化による汚損や劣化がある。設置環境によっては、老朽化の著しい場合もあり、張り紙や落書き等への対策も必要である。年一回程度、定期的な清掃や点検・修繕を行うことが望ましい。一般的に、サイン本体の劣化状況に応じて概ね10年に1度の修繕、また、板面の更新は概ね5年に1度の頻度で行うことが望ましい。

(2) 情報更新

公共サインの地図の掲載情報は、施設の移転・名称変更・新設等の情報方針について反映し、最新の情報を掲出する必要がある。サインとりまとめ部署が定期的に更新情報を把握・集約し、各サイン設置者間で共有できる体制を整えることが望ましい。地図情報の更新の仕方は、状況や内容に応じてシール等で簡易修正、あとは5年に1度程度の全体点検・更新等で全面貼替で対応するなど、段階的な更新方法で対応する。

■地図データの一元管理方法（案）



3-13 ユニバーサルデザインの考え方

エレベーター・踏切等の移動を円滑にするための手がかりとなる施設の掲載や、だれでもトイレ等のバリアフリー施設の掲載の検討を行う。また、やさしいまちの誘導システム（南砂）のバリアフリーデザインで本ガイドラインに適用できる考え方などを整理したが、今後の社会状況に合わせ、引き続きわかりやすいユニバーサルデザインを検討していく。

→「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（増補改訂版／平成23年8月 財団法人 国土技術研究センター）
「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」/ 標準案内用図記号（東京都産業労働局）を参照

移動の手がかりとなる施設のピクトグラムや図記号の例



バリアフリー施設



だれでもトイレ

3-14 多機能化対応について

公共サインの案内情報を補完する情報提供の手法として、デジタルサイネージなどの ICT (Information and Communication Technology の略語 = 情報通信技術) 機能を活用することが考えられる。デジタルサイネージは、表示画面の選択により、限られたスペースにおいて様々な情報を多言語伝達することが可能であるが、導入にあたっては、設置費用や耐用年数、情報の維持管理等について考慮した上で検討の必要がある。また、導入する際には、災害時における多言語での情報提供など、非常時の活用等を併せて検討することが望ましい。

フリー Wi-Fi スポットについては、東京都や東京メトロ、都営地下鉄、都営バスでも整備が進められおり、葛飾区、港区、中央区など近隣区でも整備がみられる。都内訪日外国人向けの都内観光アプリもいくつかある。

東京都デジタルサイネージ「DISCOVER&TOKYO」
江東区内では、ダイバーシティ前、ヴィーナスフォート
に設置されている(2017年9月現在)



東京都では、観光案内サイン周辺のWi-Fiスポット化を進めている。江東区内では、東京テレポート駅 B 出口出たところ(江東区青海1-2)に整備されている(2017年9月現在)



FREE Wi-Fi & TOKYO で紹介されているアプリ
(QRコード、二次元バーコードなど)



FREE Wi-Fi & TOKYO と東京メトロ、都営地下鉄、都バス Free Wi-Fi の連携



写真・図版出典は全て FREE Wi-Fi & TOKYO www.wifi-tokyo.jp/ja/ より

1. 他媒体との連携

より分かりやすいまちの案内や魅力発信の向上を目指し、様々な情報提供媒体を活用することが望ましい。公共サインとの連携や役割分担を考慮しつつ、媒体毎の特徴に適した情報発信の方法や内容の検討を行うことが必要である。

	手持ちマップ  公共サインと地図を統一した岐阜まち歩きマップ	デジタルサイネージ（タッチパネル）  東京都デジタルサイネージ 出典: FREEWi-Fi&TOKYO www.wifi-tokyo.jp/ja/	スマートフォン等のアプリ  QRコードで地図案内、ルート検索が可能な神戸市サイン
特徴	• 携帯が容易・多言語対応が可能・観光や歴史等、目的に応じた展開が可能	• 多言語対応が容易・イベント情報や防災情報等、即時性や緊急性のある情報発信がしやすい	• 個人ニーズに合わせた多様な情報発信が可能・イベント情報や防災情報等、即時性や緊急性のある情報発信がしやすい・視覚障害者に対応した音声ナビが普及され始めた
公共サインとの連携	• 地図デザインの共通化 • 表記名称の統一化	• 地図デザインの共通化 • 表記名称の統一化	• QRコード等、情報発信機能を搭載・訪日外国人向けにサインのWi-Fiスポット化を検討

2. 情報発信機能

サイン搭載機能として、情報発信が想定されるコンテンツは次の通りである。

- 観光情報 ……観光対象の解説、イベント等の情報提供
- コミュニティサイクル情報 ……サイクルポートの位置、利用可能台数等の情報提供
- 防災情報 ……避難場所等の防災に関する情報提供
- バス情報 ……バスのりば、時刻表、バスルート検索等の情報発信

3. Wi-Fi 対応

公共サインの Wi-Fi スポット化の整備は、利用者の需要が最も高いと想定される箇所に限定し、平成30年度整備を目指す。その他の箇所は費用対効果を鑑みながら今後検討する。

【設置箇所】

多様な情報発信が必要なサインの中で、外国人の来訪が多く、利用者率が高いと考えられるサインに Wi-Fi 設備を設置することを検討する。

【必要な設備等】

- ・商用電源の供給
- ・屋外対応の Wi-Fi 整備機器(ルーター、アンテナ等)
- ・通信ネットワークの構築(東京都の FREE Wi-Fi & TOKYO は NTT 東日本と提携)

【他区の事例】

- ・台東区サイン／Wi-Fi 一体型サイン

設置箇所— 14 箇所(2017年12月現在)／主に駅前及び観光エリアの交差点近くのサイン

整備イメージ



出典：台東区役所 Web より

スマートフォン等の媒体を利用した情報取得方式の比較

	QRコード	RFID (ICタグ)	NFC	UHF+RFID	ビーコン	可視光通信	バナソニック光IDなど
イメージ・事例							
							
取扱条件	雄略、その他	参考：新宿御苑 felica等	参考：新宿御苑 felica等	参考：新宿御苑 felica等	-	外側設置 (※サイン内は感知しない可能性あり)	内照、外照
反応する距離	10cm程度	1cm~5cm程度	300~500cm程度	200m程度	300m (※受動受信に設定可能)	最大30m (※受動受信に設定可能)	(光の届く範囲)
メンテナンス	○	○	○	○	○	1年に一度電池交換 (ソーラータイプはメテナントフリード)	10年に一度 (灯具交換)
読み取りアリのダウンロード	○	○	○	△	△	要ダウンロード (専用アプリ・無料)	要ダウンロード (専用アプリ・無料)
利用者認知度	○	△	△	△	△	認知度が低い	認知度が低い
参考コスト (システム等含まない)	無料 (印刷費含まず)	低	低	中	△	△	△
参考事例	・白川郷	・名古屋城（市）	一	・新宿中央公園（実験）	△	・東京ヒックサイト	△
・鳥取市公共サイン	・緑景園（市）※QRとの共用	一	一	・新宿西口シェラウンジ（イベント）	・二子玉川駅構内（実験）	・二子玉川駅構内（実験）	・二子玉川駅構内（実験）
・神戸市公共サイン	・新宿御苑（実験）※QRとの共用	一	一	・東大寺（実験）※クリーンピーコン（ソーラー）	一	・東大寺（実験）※クリーンピーコン（ソーラー）	一
総合評価	○	△	△	△	△	現時点では認知度が低い。QRコードと併用し、QRコードのコンテンツの内容の差別化の余地が大きいが、混雑した状況下でも情報を届けることができるが、公園等、屋外空間には不向き	現時点では認知度が低い。QRコードと併用し、QRコードのコンテンツの内容の差別化の余地が大きいが、公園等、屋外空間には不向き

(参考) 情報取得後表示のWEBコンテンツ(各情報取得方式による既成WEB)

	QRトランスレーター (QRコード)	多言語おもてなしタグ (NFC)	SmartSign (ビーコン)
多言語対応	最大15ヶ国語	100ヶ国語以上	4ヶ国語 (英語までは無料)
標準での表示内容	解説画像、解説文、googlemap	解説画像、解説文、音声、現在地情報、イベント情報、クイズ等	解説画像、解説文、リンク貼り、イベント情報
バリアフリールート (現在地表示+ルート)	不可 (googlemapにリンクすることは可)	不可 (googlemapにリンクすることは可)	不可 (googlemapにリンクすることは可)
動的コンテンツ (PHP) (オンラインの情報)	×	書き換え自由	○
プッシュ通知	× (できない)	× (できない)	○ (現状設定はoff)
アプリ読取データ収集	×	○	○
イニシャルコスト	中	高	無料
ランニングコスト	無料	年間サーバ費用	無料

3-15 広告の活用検討について

公共サインの更新・維持管理等にかかる経費負担を軽減するために、サインへ広告を掲載することが考えられる。3-12 維持管理の考え方(P.38)と関連するが、東京都交通局バス停上屋の事例もあるように、サイン設置から維持管理まで広告でまかぬ方法もあり、効果的であることは実証済みである。ただ、設置場所における広告の効果や継続的な運用の検討が必要となるため、事業者と連携して公共サインへの広告掲出の方法や計画を立てることが必要である。

広告の掲載にあたっては、景観的に周辺に配慮するとともに、「東京都屋外広告物条例」やその他の広告規制にかかる条例等の要件を解決しなければいけないため、今後の課題である。

●東京都交通局 広告付きバス停上屋整備



バス停が、広告スペースとして活用され、その広告料がバス停の整備と維持管理に充てられる。民間事業者によるバス停上屋の製造から設置、清掃、維持管理まで行う。

●名古屋市における広告収入によってサインの維持管理の事業性を検証するための試み



写真全て、名古屋市「名古屋駅地区における公共空間の利活用を通じたまちづくり社会実験について～民間活力を導入した多機能な歩行者案内板設置の実証実験～より（2016年6月道路行政セミナー）

●鉄道駅改札付近に設置されている商業施設、民間施設広告付き駅周辺の街区案内



地下鉄 門前仲町駅改札出たところにある周辺案内図には、民間広告（店舗、医院など）が掲出されている。バスのりば案内情報、行動の手がかりとなる主要施設の誘導情報も掲出されている。